

令和2年第3回平取町議会臨時会（開会 午前9時40分）

議長

皆さん、おはようございます。ただいまより令和2年第3回平取町議会臨時会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。本日の出席議員は11名で会議は成立いたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第122条の規定によって5番木村議員と6番櫻井議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題といたします。このことにつきましては本日、議会運営委員会を開催し協議をしておりますので、その結果を議会運営委員会委員長より報告願います。6番櫻井議員。

6番
櫻井議員

6番櫻井です。本日召集されました令和2年第3回町議会臨時会の議会運営等につきましては、本日開催いたしました議会運営委員会において協議をし、会期につきましては本日1日間とすることで意見の一致を見ておりますので、議長よりお諮り願います。

議長

お諮りします。

ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたとおり、会期は本日1日間とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。従って会期は本日1日間と決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。監査委員より、令和2年2月分及び3月分の出納検査の結果報告が提出されましたので、その報告書の写しをお手元に配布しております。以上で諸般の報告を終了いたします。

日程第4、行政報告を行います。要望経過報告について、報告をお願いいたします。町長。

町長

1番要望経過報告をいたします。要望項目、アイヌ施策の確実な実現に関する要望であります。要望先は国土交通省北海道局長、内閣官房アイヌ総合政策室長ほかでございます。要望月日は3月19日であります。要望者は平取町長、白老町長の2町で要望をしてございます。このことにつきましてはご承知の通り令和元年5月24日に施行されましたアイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策に関する法律が制定され、その後、施行1年が経過したところでございます。この法律の施行により、従来の福祉施策や文化振興に加えまして、地域振興、産業振興、観光振興等を含む総合的な支援を行うためにアイヌ協会等と協議しながら、アイヌ施策推進5カ年地域計画を策定し、令和元年度から交付金事業がスタートしたところでございます。しかし令和2年度の交付金事業については国において既に認定されておりますが、一部協議中の事業もございまして、この状況は他の市町村も同様というふうに聞いてござい

ます。令和2年度事業につきましては国の認定を基にしながら、3月の町議会定例会におきまして既に議決を得ておりまして、地域の意向を十分に尊重し、確実に実施できるように白老町並びに平取町の2町で強く要望をしたところでございます。要望に対し内閣官房アイヌ総合政策室長より、この交付金事業については非常に注目されている事業であり、末永く交付金事業として継続していくためにも、厳しくチェックをさせていただいているとのことでございます。平取町では既に協議が整っている事業としては3月25日に交付決定されまして、16事業、2億1124万9千円については4月1日からスタートされたところでございます。また継続して協議中の事業については、まとまり次第、順次認定をしていきたいとのことでございます。以上で行政報告を終わります。

議長

日程第5、議案第1号固定資産評価員の選任についてを議題といたします。本議案は同意案件でございますので、税務課、田中課長の退席を求めたいと思います。提案理由の説明を求めます。町長。

町長

議案第1号固定資産評価員の選任についてご説明を申し上げます。固定資産評価委員に次の者を選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により同意をを求めるものでございます。同意を求める者は、住所、沙流郡平取町本町103番地114、氏名、田中里理氏であります。生年月日は昭和36年3月25日59歳でございます。このたび4月1日付けでの人事異動に伴いまして変更が生じましたので同意を求めるものでございます。知識経験もございまして適任者でございます。ご審議のほどよろしく願いをいたします。

議長

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第5、議案第1号固定資産評価員の選任については同意することに決定しました。

日程第6、議案第2号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

それでは議案第2号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について説明いたしますので議案書の2ページをお開きください。特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条

例の一部を改正する条例を次のように定める。改正の趣旨としては今年の3月の定例議会で、地方公務員法及び地方自治法の改正に伴う特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を行いました。鳥獣被害対策実施隊員についてはその時点では、国の法律に基づく特別職非常勤職員ということで、特に方針について定める必要がないと判断しておりましたが、その後、身分としては、特別職非常勤としては認められているものの、報酬については各市町村が定めなければならないということが判明し、この度、当該条例の一部改正を行い鳥獣被害対策実施隊員を追加することとするものです。この条例は第1条で報酬、第2条で費用弁償、第3条で規則への委任という3つの条文で構成されている条例ですけれども、今回は第1条の報酬の条文中、別表について改正をするものです。議案の7ページから新旧対照表がありますけれども、9ページをお開きいただきたいと思えます。この1番最後の下段で報酬の一覧表がありますけれども、職名の最後に鳥獣被害対策実施隊員、日額5000円を追加するものです。6ページにお戻りください。附則としてこの条例は公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用することとしています。以上、説明を終了いたしましたのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第6、議案第2号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決いたしました。

日程第7、報告第1号専決処分報告についてを議題とします。専決処分内容について説明を求めます。総務課長。

総務課長

報告第1号専決処分についてご説明いたしますので、議案書の22ページをお開きください。令和元年度平取町一般会計補正予算について専決処分をいたしますので、地方自治法第179条第3項の規定により議会に報告し承認を求めるところでございます。24ページをお開きください。令和元年度平取町一般会計補正予算第13号は次に定めるところによるものであります。第1条、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ227万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を72億3979万2千円にしたものです。第2項で歳入歳出予算の補正における款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものとする

ものであります。また第2条で地方債の変更は「第2表地方債補正」によることとしております。それでは歳入歳出予算事項別明細書の歳出からご説明いたしますので、31ページをお開きください。科目は3款1項1目社会福祉総務費19節負担金補助及び交付金、アイヌ文化国際交流事業補助金227万4千円の増額です。これは昨年10月に開催された平取町二風谷国際先住民フォーラムを開催するに当たり、当初は実行委員会で直接受けることとしていた一般財団法人自治総合センターのシンポジウム助成金について、助成金の精算時に市町村でなければ交付ができないということが判明したことから、後ほど歳入で説明いたしますが、雑入で300万円を見込み、当初予算額と合わせて実行委員会の補助金の精算も踏まえ、今回、227万4千円を増額するものです。充当財源としては全額助成金を充当するものです。続きまして下段、9款2項2目教育振興費15節工事請負費、また32ページの9款3項2目教育振興費15節工事請負費についてですが、これは3月の定例議会において予算の補正を行ったGIGAスクール構想による構内情報通信ネットワークの整備事業につきまして、国庫補助金が減少したことにより地方負担額が増額となったことから、歳出の予算の補正額はありませんけれども、小学校費、中学校費それぞれ財源の内訳を変更となったものです。歳出は以上です。次に歳入についてご説明いたしますので、28ページをご覧ください。科目は、15款2項5目教育費国庫補助金2節小学校費補助金、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金197万円の減額、同じく15款2項5目3節中学校費補助金、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金65万円の減額です。これは歳出の31ページ、32ページで説明しましたが、国庫補助金について国で取りまとめた結果、多くの希望があったということで基準額が示され、結果として補助金が減額となったものです。下段の19款1項3節平取町ふるさと応援基金繰入金、1節平取町ふるさと応援基金繰入金72万6千円の減額です。これは歳出の31ページで説明をしたアイヌ文化国際交流事業費補助金について、当初予算で平取町ふるさと応援基金繰入金を充当していきましたが、精算により補助金が減額となったことから繰入額を減額するものです。29ページをお開きください。20款1項1目繰越金1節繰越金、前年度繰越金を8万円減額するものです。これは歳出31ページ、33ページで説明をした校内情報通信ネットワークの整備事業につきまして、3月の補正予算で一般財源として前年度繰越金を充当していましたが、補助金、地方債の増減により減額となるものです。21款5項1目雑入ということで2節雑入、一般財団法人自治総合センター助成金300万円です。31ページの説明のとおりです。30ページ上段、22款1項8目教育債1節教育債校内通信ネットワーク整備事業270万円の増額です。これは歳出の31ページ、32ページで説明したとおり、補助金の減額分について地方債を充当するものです。歳入歳出事項別明細書については以上です。次に、26ページをお開きください。第2表地方債補正は起債の目的、補正前と後の限度額、補正後の起債の方法、利率、償還の方法をそ

れぞれ明示したものとなっています。起債の目的は校内通信ネットワーク整備事業で、補正前の限度額2730万円を270万円増額をして3000万円にするものです。次に、33ページをお開きください。地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書をご覧ください。前々年度平成29年度末現在高、前年度平成30年度末の現在高見込み額並びに当該年度令和元年度末の現在高見込みにつきましてはそれぞれ記載のとおりとなっています。以上、地方自治法の規定により対応に急を要することから、地方自治法第179条第1項の規定により3月17日に町長による専決処分を行ったもので、同条第3項の規定により、その後にかかれた直近の議会である本臨時会において、これを報告し承認を求めようとするものでございます。以上、報告第1号専決処分報告についてご説明申し上げましたので、ご承認下さるようよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本報告について報告どおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第7、報告第1号専決処分報告については報告のとおり承認いたしました。

日程第8、報告第2号専決処分報告についてを議題とします。専決処分内容について説明を求めます。税務課長。

税務課長

報告第2号、専決処分報告についてご説明申し上げます。議案書34ページをご覧ください。平取町税条例等の一部を改正する条例について別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定に基づき議会に報告し承認を求めるものであります。次のページをご覧ください。令和2年専決処分第2号平取町税条例等の一部改正につきましては、令和2年3月31日、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものです。それでは専決処分理由をご説明申し上げます。今回の改正は地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び省令等が令和2年3月31日に公布され、原則として令和2年4月1日から施行されるため、平取町税条例等の一部を改正するものであります。改正の概要を本日お配りした平取町税条例等の一部を改正する条例の改正概要により主な改正点を説明いたしますが、地方税法が改正され町税条例の改正に影響のないものもありますが、今回の地方税法の主な改正点ということで記載しております。元号の改正に伴う元号の表示も今回の改正に含まれております。条例改正文の議案内容につきましては説明を省

略させていただきます。改正概要をご覧ください。一つ目は個人住民税関係で、未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（夫）控除の見直しがされております。すべてのひとり親家庭の子どもに対し、公平な税制を実現する観点から婚姻歴の有無による不公平と男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平を同時に解消するために、①として未婚のひとり親に寡婦控除を適用と、②としまして寡婦控除の見直し、③といたしまして個人住民税の人的非課税措置の見直しがされております。二つ目は固定資産税関係で、所有者不明土地等にかかる固定資産税の課題への対応となりまして、所有者不明土地等にかかる固定資産税の課税上の課題に対応するため、所有者情報の円滑な把握や課税の公平性の確保の観点から、現に所有している者の申告の制度化と、使用者を所有者とみなす制度の拡大がされております。裏面をご覧ください。（２）の主な税負担軽減等になりますが、ここに記載されている固定資産税関連の６項目の軽減措置が講じられることになりました。三つ目はたばこ税関係になります。軽量の葉巻たばこの課税方式の見直しとなっております。これらの改正が地方税法の改正も含めた主なものとなりますが、先ほども申し上げたとおり改正条文の説明は省略させていただきます。施行日は原則、令和２年４月１日となり、附則においてそれぞれの施行日が異なっている規定があります。以上で平取町税条例等の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はございませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本報告について報告どおり承認することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。従って日程第８、報告第２号専決処分報告については報告のとおり承認しました。

日程第９、報告第３号専決処分報告についてを議題とします。専決処分内容について説明を求めます。税務課長。

税務課長

報告第３号専決処分報告についてご説明申し上げます。議案書９９ページをご覧ください。平取町国民保険税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、地方自治法第１７９条の第３項の規定に基づき議会に報告し、承認を求めようとするものであります。次のページをご覧ください。令和２年専決処分第３号平取町国民健康保険税条例の一部改正につきまして、令和２年３月３１日地方自治法第１７９条第１項の規定により専決処分をするものです。専決処分理由をご説明申し上げます。今回の改正は地方

税法及び地方税法施行令の一部を改正する法律が令和2年3月31日に交付されることに伴い施行月日が令和2年4月1日であるため、平取町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。102ページからの新旧対照表をご覧ください。第2条の改正で基礎課税の課税限度額の引き上げで、課税限度額が現行61万円から63万円に改正され、介護納付金課税額の限度額を16万円から17万円に改正されています。第22条の改正で保険税の減額措置にかかる軽減所得判定方法の見直しで加算額を引き上げられ61万円が63万円に、103ページをご覧ください。16万円が17万円に、28万円が28万5千円に、104ページをご覧ください。51万円が52万円に引き上げられています。105ページになりますけれども、附則に長期譲渡所得にかかる保険税の課税の特例が追加され、106ページになりますけれども地方税法の第35条の2、第1項の項目が追加されています。101ページにお戻りください。附則になりまして、第1条この条例は令和2年4月1日から施行しますが、附則第4項及び第5項の規定は土地基本法等の一部を改正する法律、附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年1月1日から施行します。第2条この条例による改正後の平取町国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるとなります。以上、平取町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はございませんか。9番鈴木議員。

9番
鈴木議員

9番鈴木です。専決処分2号そして3号については国の地方税法の改正によってということで、3月31日に専決処分されたということだと理解しております。そこで、ただこの条例については限度額の引き上げがされるということでもありますけれども、実は施行はするけれども、適用は令和3年度からということになっているところでもあります。その辺の経過についての理由について説明をいただければと思います。

議長

税務課長。

税務課長

この改正を地方税法の改正に伴いまして、それに付随して町税条例、国民健康保険税を改正するものとなりますので、国の法律に基づいた改正となっております。

議長

9番鈴木議員。

9 番
鈴木議員 そういうことを聞いたのではなくて、附則の中で施行はするけど今年は、今年の7月から多分、通知が行って、課税されるその数字には、この引き上げ額が条例は作られるんだけども適応はしませんよというふうにここに書いてある、その理由がどこにあって、そういう附則がついているのか、その辺を説明願いたいと申し上げたわけです。

議長 税務課長。

税務課長 附則の施行日のご質問かと思えますけれども、附則の1条でこの条例は令和2年4月1日から施行する。ただし附則第4項及び第5項の改正規定は、土地基本法等の一部を改正する法律附則第1項第1号に掲げる規定の施行の属する年の翌年1月1日から施行するということのご質問かと思えますけれども、よろしいでしょうか。

議長 9番鈴木議員。

9 番
鈴木議員 適用区分の方の第2条も含めてですけど、結局、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用、令和元年度分までの国民健康保険税についてはなお従前の例によるということ、今年といたしますか、令和2年度のこれから国民健康保険税ということで賦課されるその数字に、この63万円という、61万円を63万円にという、上げる条例は作るんだけども適用はしないよという意味かなというふうに受けとったんですけど違うんですか。

議長 税務課長。

税務課長 今年のこの改正は令和2年度の保険税には適用するというので、元年度の分は従前の限度額61万円というようなかたちになります。

議長 9番鈴木議員。

9 番
鈴木議員 基本的なところがちょっとかみ合わないので説明させて貰いますけど、令和元年度の収支を税務課の方に申告して、そして町税として、その一部として国民健康保険税、令和2年度に課税されますよね。その令和2年度の限度額の上限が61万円から63万円に上がるんですよというふうにこの条例は謳ってるんだと思うんです、私は。だけど下に書いてあるこれを読むと、何かこう令和元年度分として申告した、それによる令和2年度の国民健康保険税にはこの数字が適用しませんよと書いてあるかのように思うんで、それでいいのかどうなのか。もしそれでいいのであれば、何でそういう経過措置がとられたのか、その辺を説明いただきたいというふうに申し上げたんです。

議長

税務課長。

税務課長

令和2年度の保険税の計算は令和元年の所得に基づいて、保険税は計算されることとなります。それでこの条例については、その2年度の保険税は元年所得についてを基準にして計算されることとなりますけれども、令和元年度の保険税、いわゆる去年の保険税ですね。去年の保険税については従前のいわゆる今回の上がる前の限度額を使って計算するというようなことでここには書かれていることになると思います。

議長

9番鈴木議員。

9番
鈴木議員

自分のこの読み方が間違っているのかな。結局この第2条で令和元年度分までの国民健康保険については従前の例により…それならあれなんだろうけど。ただ、この辺見ていた時に、来年になる税額については今年は適用しませんよって書いてあるのかなってという感じで読んだものですから、それが自分のその捉え方が間違っているんだったら間違っていると言ってくれば、私の質問は多分終わると思うんです。

議長

そういうことかな。税務課長。

税務課長

そうですね。元年度の所得は2年度で計算しますので、鈴木議員の思っていることとは違うのかなと思います。

9番
鈴木議員

そうしたらあくまでも…。

議長

鈴木議員、挙手して。質疑認めますので、回数超えていても。どうぞ、9番鈴木議員。

9番
鈴木議員

そしたらあくまでも、この63万円が今年は限度額として、その他の数字もそうですけど、限度額として賦課の対象の数字として使うんですよということですね。

議長

税務課長。

税務課長

はい、そうです。

9番
鈴木議員

すいません。それでは自分の思い違いがちょっとあったということで。

議長

よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

(質疑なしの声)

それでは質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本報告について報告どおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第9、報告第3号専決処分報告については報告のとおり承認しました。

日程第10、報告第4号専決処分報告についてを議題とします。専決処分内容について説明を求めます。総務課長。

総務課長

報告第4号専決処分報告についてご説明いたしますので、議案書の107ページをお開きください。令和元年度平取町一般会計補正予算について専決処分いたしましたので地方自治法第179条第3項の規定により、議会に報告し承認を求めるものでございます。109ページをお開きください。令和元年度平取町一般会計補正予算第14号は次に定めるところによるものとするものであります。第1条、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ204万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を72億4183万4千円にしたものです。第2項で歳入歳出予算の補正における款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものとするものであります。それでは「歳入歳出予算事項別明細書」の歳出からご説明いたしますので、113ページをお開きください。科目は6款1項1目商工総務費204万2千円の追加となっております。これはふるさと納税にかかる経費ですが、3月の定例議会において、昨年6月から新たなふるさと納税制度が始まり経費基準が変更になったことに伴う予算の補正を行ったところですが、毎月、定期発送する定期便などの返品経費や委託料の支出が令和2年度の支出となることにより、寄附金収入が歳出の予算を上回り、積立金が増額になることによる予算の補正となっております。11節需用費については2818万1千円の減額で、内訳としては消耗品の2808万1千円の減額については、返品代と送料について減額し、印刷製本費については納付書等、印刷を結果として実施しなかったため10万円の減額となっております。13節委託料については、10万6千円の減額とし、内訳としては返品出荷サービス業務委託料1295万円の増額、ふるさと納税システム利用委託料1252万3千円の減額、寄附金受領証明書発行業務委託料32万1千円の減額となっております。14節使用料及び賃借料については113万1千円の減額とし、内訳についてはふるさと納税システム利用料266万3千円の増額、インターネット公金支払い利用料379万4千円の減額となっております。25節積立金につきましては3124万8千円の増額としております。財源充当につきまして

はふるさと寄附金を充当します。歳出は以上です。次に歳入についてご説明いたしますので112ページをご覧ください。科目は18款寄附金1項1目寄附金で1節寄附金204万2千円については、ふるさと寄附金を見込んでいます。歳入歳出事項別明細書については以上のとおりです。以上、地方自治法の規定により基金の積立など対応に急を要することから、地方自治法第179条第1項の規定により3月31日に町長による専決処分を行ったもので、同条第3項の規定により、その後に開かれた直近の議会である本臨時議会において、これを報告し承認を求めようとするものでございます。以上、報告第4号専決処分報告についてご説明申し上げましたので、ご承認くださるようよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本報告について報告どおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第10、報告第4号専決処分報告については報告のとおり承認しました。

日程第11、報告第5号専決処分報告についてを議題とします。専決処分内容について説明を求めます。総務課長。

総務課長

報告第5号専決処分報告について説明いたしますので114ページをお開きください。令和2年度平取町一般会計補正予算について専決処分いたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により議会に報告し承認を求めますのでございます。116ページをお開きください。令和2年度平取町一般会計補正予算第1号は次に定めるところによるものでございます。第1条、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ420万円を追加をし、歳入歳出予算の総額を69億9920万円にしたものです。第2項歳入歳出予算の補正における款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものとするものでございます。また第2条で地方債の変更は「第2表地方債補正」によることとしております。それでは「歳入歳出予算事項別明細書」の歳出からご説明いたしますので、121ページをお開きください。科目は10款2項、新たに目を設けまして2目農業施設災害復旧費10節需用費修繕料420万円の追加です。これは3月10日から11日の降雨により累加降雨量が旭の観測所において89ミリ、仁世宇の観測所において82ミリを記録し、貫気別、岩知志、長知内において沢兼用の農業用排水路に土砂堆積被害が起き、営農業作業に支障

がきたさないよう4月中の復旧作業を完了しなければならない状況となったことから予算を補正したものです。実施箇所につきましては、貫気別の互野地先、岩知志の森地先、長知内の川奈野氏の所有水田地先となっています。財源につきましては単独災害事業債を充当するものです。歳出は以上です。次に歳入についてご説明いたしますので、120ページをお開きください。科目は22款1項、新たに目を設けまして10目災害復旧債1節農林水産業施設災害復旧事業債、420万円の追加です。歳入歳出事項別明細書につきましては以上です。次に、118ページをお開きください。第2表の「地方債補正」は、起債の目的、補正の前と後の限度額、補正後の起債の方法、利率、償還の方法をそれぞれ明示したものとされています。起債の目的は災害復旧事業で新たに420万円とするものです。次に122ページをお開きください。「地方債の前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書」です。前々年度・平成30年度末現在高、前年度・令和元年度末の現在高見込み額並びに当該年度・令和2年度末の現在高見込額につきましては、それぞれ記載のとおりとなっております。以上、地方自治法の規定により営農作業に支障をきたし対応に急を要することから、地方自治法第179条第1項の規定により、4月1日に町長による専決処分を行ったもので、同条第3項の規定により、その後に開かれた直近の議会である本臨時会において、これを報告し承認を求めようとするものでございます。以上、報告第5号専決処分についてご説明申し上げましたので、ご承認くださるようよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本報告について報告どおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第11、報告第5号専決処分報告については報告のとおり承認いたしました。

日程第12、報告第6号専決処分報告についてを議題といたします。専決処分内容について説明を求めます。町民課長。

町民課長

報告第6号専決処分報告についてご説明申し上げます。議案書123ページをお開き願います。平取町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定に基づき、議会に報告し承認を求めようとするものであります。次ページをご覧ください。令和2年度専決処分第6号平取町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、令和2年4月10日地方自治法第179条第1項の規

定により専決処分をするものであります。それでは専決処分理由をご説明申し上げます。今回、国の要請により新型コロナウイルス感染症に感染した被用者の収入減少に対する緊急経済対策の一環として、また国内の感染拡大防止の観点から、被用者に傷病手当金が支給できるよう令和2年1月1日に遡って適用となるため、保険者の平取町において所要の条例改正を行うものであります。新旧対照表によりご説明申し上げます。127ページをご覧ください。右側が現行、左側が改正案であります。平取町国民健康保険条例の附則であります。附則第1項を第1条とし、第2項を削除。第2条第1項は傷病手当金の支給対象者、支給要件で給与等の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないときは、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち、労務に就くことを予定した日について、傷病手当金を支給するものであります。第2項は傷病手当金の支給額と支給額上限の記載で、1日につき直近の継続した3カ月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額の3分の2に相当する金額とするもので、ただし標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額が支給上限額であります。3項、傷病手当金の支給期間は支給を始めた日から起算して1年6カ月を超えないものとするものであります。第3条、新型コロナウイルス感染症に感染した場合などにおいて、給与等を受けることができるものに対しては傷病手当金を支給しない、受けることができる給与等の額が傷病手当金の額より少ないときは、その差額を支給するものであります。第4条、給与等を受けることができるものが何らかの理由により、給与等の全部または一部を受けることができなかったときの救済規定で、傷病手当金の全額または差額を支給、傷病手当金の一部を受けた時はその額を支給額から控除するものであります。2項、前項の規定により町が支給した金額は、被保険者を使用する事業所の事業主から徴収するものであります。平取町国民健康保険条例の一部を改正する条例で附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、改正後の附則第2条から第4条までの規定は傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用するものであります。以上、ご説明申し上げますので、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長

説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本報告について報告どおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第12、報告第6号専決処分報告については報告のとおり承認しました。

日程第13、報告第7号専決処分報告についてを議題とします。専決処分内容について説明を求めます。町民課長。

町民課長

報告第7号専決処分報告についてご説明申し上げます。議案書130ページをお開き願います。平取町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について別紙のとおり専決処分をいたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定に基づき、議会に報告し承認を求めようとするものであります。次ページをご覧ください。令和2年専決処分第7号平取町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につきまして、令和2年4月10日地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をするものであります。それでは専決処分理由をご説明申し上げます。国の要請により、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に傷病手当金が支給できるよう保険者の北海道後期高齢者広域連合において、4月10日専決処分により条例改正されたのを受け、平取町において行う事務に、北海道後期高齢者広域連合が支給する傷病手当金支給にかかる申請書の提出の受付事務を追加するものであります。新旧対照表によりご説明いたします。133ページをご覧ください。右側が現行、左側が改正案であります。平取町後期高齢者医療に関する条例第2条といたしまして、第2条第7号の次を第7号の2とし、広域連合条例附則第5条の傷病手当金の支給にかかる申請書の提出の受け付けを加えるものであります。平取町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例で、附則といたしましてこの条例は公布の日から施行するものであります。以上、ご説明申し上げましたので、ご承認賜りますようご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長

説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本報告について報告どおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第13、報告第7号専決処分報告については報告のとおり承認しました。

日程第14、報告第8号専決処分報告についてを議題とします。専決処分内容について説明を求めます。町民課長。

町民課長

報告第8号専決処分報告についてご説明いたしますので、議案書の134ページをお開きください。令和2年度平取町国民健康保険特別会計補正予算につい

て別紙のとおり専決処分をいたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定に基づき議会に報告し承認を求めようとするものであります。次ページをご覧ください。令和2年専決処分第8号、令和2年度平取町国民健康保険特別会計補正予算第1号について、令和2年4月10日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をするものであります。令和2年度平取町国民健康保険特別会計補正予算第1号についてご説明いたします。議案書の136ページをご覧ください。令和2年度平取町国民健康保険特別会計補正予算第1号は次に定めるところによるものであります。歳入歳出予算の補正であります。第1条は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億9170万1千円とするものでございます。2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」によるものでございます。今回の補正は報告第6号専決処分報告によりご承認いただいた平取町国民健康保険条例の一部を改正する条例施行に伴い、傷病手当金の支払いが発生した場合に備え予算措置したものでございます。それでは歳入歳出予算事項別明細書の歳出からご説明いたしますので140ページをお開きください。科目は2款6項傷病手当金1目傷病手当金18節負担金補助及び交付金を追加し1千円を計上いたします。次に歳入についてご説明いたします。139ページをご覧ください。4款1項1目保険給付費等交付金2節特別交付金に1千円を追加し、1目合計5億5356万円といたします。今回の補正に対する財源を特別交付金に求めるものでございます。以上、ご説明申し上げましたのでご承認賜りますようご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長

説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本報告について報告どおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第14、報告第8号専決処分報告については報告のとおり承認しました。

日程第15号、報告第9号専決処分報告についてを議題とします。専決処分内容について説明を求めます。税務課長。

税務課長

報告第9号専決処分報告についてご説明申し上げます。議案書141ページをご覧ください。平取町税条例の一部を改正する条例について別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定に基づき議会に報告し承認を求めようとするものであります。次のページをご覧ください。令和2年専決処分第

9号平取町税条例の一部改正につきまして、令和2年4月30日地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものです。それでは専決処分理由をご説明申し上げます。この改正は新型コロナウイルス感染症及び、その蔓延防止のための措置が納税者等に及ぼす影響の緩和を図るため、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び省令等が令和2年4月30日に公布され、一部の規定を除き、令和2年4月30日から施行されることにより平取町税条例の一部を改正するものであります。改正概要を本日お配りした平取町税条例の一部を改正する条例改正概要(新型コロナ感染症対策)により、主な改正点を説明させていただきます。まず一つ目は、徴収の猶予制度の特例で収入が大幅に減少した場合に延滞金なしで1年間、徴収猶予できる特例が設けられました。令和2年2月1日から令和3年3月31日までに納期限が到来する町税について適用されます。二つ目は固定資産税関係で、中小事業者等に対し令和3年度課税の1年分に限り軽減措置の実施がなされます。更に生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例の2年間の延長などが設けられました。三つ目が軽自動車税、環境性能割の臨時的軽減措置が延長されました。令和3年3月31日までに取得したものが対象となります。四つ目が個人住民税の関係になります。イベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した者への寄附金控除の適用になるものについて、個人住民税の税額控除の対象とされております。住宅ローン控除の可能額のうち所得税から控除しきれなかった額を控除限度額の範囲内で個人住民税から控除される制度が設けられております。改正概要の主なものは以上となります。143ページをご覧ください。平取町税条例の一部を改正する条例の改め文となりますが、改正条文の説明は省略させていただきます。145ページをご覧ください。附則となりますけれども、この条例は令和2年4月30日から施行するものです。ただし第2条の規定は令和3年1月1日から施行いたします。以上で、平取町税条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本報告について報告どおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第15、報告第9号専決処分報告については報告のとおり承認しました。

日程第16、報告第10号専決処分報告についてを議題とします。専決処分内容について説明を求めます。総務課長。

それでは報告第10号専決処分報告についてご説明いたしますので、議案書の150ページをお開きください。令和2年度平取町一般会計補正予算について専決処分いたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により議会に報告し承認を求めるものでございます。152ページをお開きください。令和2年度平取町一般会計補正予算第2号は次に定めるところによるものがあります。第1条歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ4億9750万円を追加をして、歳入歳出予算の総額を74億9670万円にしたものです。第2項で、歳入歳出予算の補正における款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」によるものとするものであります。それでは歳入歳出予算事項別明細書の歳出からご説明いたしますので、156ページをお開きください。この補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症対策特別定額給付金給付事業に要する費用について予算補正したものです。科目は2款1項1目一般管理費2節給料・会計年度任用職員と、4節共済費・社会保険料となっておりますけれども、これにつきましては予算の動きは入りませんが、今回の定額給付金の給付事務について事務費として、以前は臨時職員賃金となっていましたけれども、地公法の改正によって会計年度任用職員の人件費も対象となることから、新たな職員を採用せず現在在職している会計年度任用職員により給付事務を進めることから、その人件費分3名分の職員について3カ月から4カ月雇用することとして、205万円を事務費対象と見込み補助金を充当して一般財源を減額するものです。下段2款1項、新たに目を設けまして15目特別定額給付金支給事業費ということで、3節職員手当160万円、これについては時間外勤務手当として計上しています。これにつきましては定額給付金支給事務にかかる職員の時間外勤務手当を計上しています。8節旅費、普通旅費2万円、説明会等の旅費として2万円を計上しています。10節需用費172万円の内訳は、消耗品費160万円、光熱水費12万円となっております。消耗品費につきましては封筒や発送にかかる用紙類、印刷機やプリンターのトナー、感染防止対策物品ということでアクリル板やマスク、消毒用アルコールも含めたものとなっております。11節役務費170万円の内訳は、通信運搬費140万円、手数料30万円となっております。通信運搬費につきましては送料・電話料を見込み、手数料につきましては振込手数料を計上しています。12節委託料206万円につきましてはシステム導入業務委託料として計上していますけれども、今回、役場の3階で作業を行ったこともあり、ラインの整備も含めての委託としています。次のページをお開きください。13節使用料及び賃借料40万円、事務機器使用料となっておりますけれども、内訳としてはふれあいセンターに臨時の窓口を設置することからコピー機を1台、リースを入れたとか、本庁舎の関係のコピー機使用料あるいは印刷機等のリース料を見込んでおります。18節負担金補助及び交付金4億9千万円につきましては特別定額給付金ということで、4月27日現在の住民基本台帳の人口は4895名であったことから、居所不明の方

が期間中に平取町に住民登録をする場合も想定をして予算を計上しています。歳出については以上です。次に歳入についてご説明いたしますので、155ページをお開きください。科目は10款1項1目地方交付税1節地方交付税の普通交付税205万円の減額です。これは156ページ上段の会計年度任用職員の人件費について、財源の振替を行いました。補助金の交付により一般財源である普通交付税を減額するものです。下段15款2項1目総務費国庫補助金、新たに節を追加して5節特別定額給付金給付事業費補助金4億9955万円。内訳は特別定額給付金給付事業費補助金4億9千万円、特別定額給付金給付事務費補助金955万円となっています。対象事業費に対しまして10分の10の補助金となっています。歳入歳出事項別明細書につきましては以上です。以上、地方自治法の規定により、この度は国からの要請を受け迅速に給付金をいき渡らせることを優先していただきたいということでしたので、対応に急を要することから地方自治法第179条第1項の規定により5月1日に町長による専決処分を行ったもので、同条第3項の規定により、その後にかかれた直近の議会である本議会において、これを報告し承認を求めるところでございます。また、給付金の申請事務につきましては5月18日から行っておりまして、第1回目の給付が5月22日、第2回目が5月28日に予定してはいますが、全体の約8割の方が申請をし給付を受けるといふかたちになっています。以上、報告第10号専決処分報告についてご説明申し上げましたので、ご承認くださるようよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本報告について報告どおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第16、報告第10号専決処分報告については報告のとおり承認いたしました。

日程第17、報告第11号専決処分報告についてを議題とします。専決処分内容について説明を求めます。総務課長。

総務課長

報告第11号専決処分報告についてご説明いたしますので、議案書の159ページをお開きください。令和2年度平取町一般会計補正について専決処分いたしましたので、地方自治法179条第3項の規定により議会に報告し承認を求めるところでございます。161ページをお開きください。令和2年度平取町一般会計補正予算第3号は次に定めるところによるものであります。第1条、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ3千万

円を追加をして、歳入歳出予算の総額を75億2670万円にしたものです。第2項で、歳入歳出予算の補正における款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」によるとするものであります。それでは歳入歳出予算事項別明細書の歳出からご説明いたしますので、165ページをお開き下さい。この補正予算につきましては新型コロナウイルス感染症対策のための町内の中小企業等に緊急的に実施する支援給付に要する費用について予算を補正するものです。科目は6款1項2目商工振興費18節負担金補助及び交付金3千万円の追加で、内容としては平取町中小企業等緊急支援給付金3千万円となっています。これは新型コロナウイルス感染症の影響により売り上げが減少した事業者に支給するために、1事業者当たり30万円の支援金を支給するもので100事業者を見込んでいるものです。歳出は以上です。次に歳入についてご説明いたしますので、164ページをご覧ください。科目は15款2項1目総務費国庫補助金1節総務費総務管理費補助金3千万円の追加です。これは新型コロナウイルス感染症に対する対応や新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた地域経済、住民生活の支援等の事業に充当可能な新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金3千万円を見込んだものです。歳入歳出事項別明細書につきましては以上です。以上、地方自治法の規定により、この度は感染拡大で影響を受けた事業者に早急に支援が必要であることから、地方自治法第179条第1項の規定により5月13日に町長による専決処分を行ったもので、同条第3項の規定により、その後にかかれた直近の議会である本臨時会においてこれを報告し承認を求めようとするものです。既にこの事業につきましては申請の受付が始まっておりまして、昨日現在まで18事業所の申請が上がっております。以上、報告第11号専決処分報告についてご説明申し上げましたので、ご承認くださるようよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本報告について報告どおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第17、報告第11号専決処分報告については報告のとおり承認いたしました。

日程第18、議案第3号令和2年度平取町一般会計補正予算第4号を議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第3号「令和2年度平取町一般会計補正予算(第4号)」につきまして、ご

説明いたしますので10ページをお開きください。令和2年度平取町一般会計補正予算(第4号)は次に定めるところによるものとします。第1条歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出にそれぞれ5424万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ75億8094万5千円にしようとするものです。第2項で歳入歳出予算の補正における款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものとしています。また第2条で、地方債の変更は「第2表地方債補正」によるものです。それでは「歳入歳出事項別明細」の歳出からご説明いたしますので、17ページをお開きください。2款1項1目一般管理費11節役務費39万5千円、保険料39万5千円の増額です。18節負担金補助及び交付金、町村非常勤職員公務災害補償組合負担金39万5千円の減額です。これは特別職非常勤職員の任用要件の厳格化に伴い、町村非常勤職員公務災害補償組合については、これまでは地公法に基づく特別職非常勤職員以外の町に関係のある非常勤の方も加入できていましたが、今年度から加入ができなくなり、北海道の各自治体においてはその他の保険で対応せざるをえない状況となっておりました。今回、町村非常勤職員公務災害補償組合に代わる民間の保険に加入することが可能となったことから、11節の保険料を増額し18節の負担金を減額するものです。補正額としてはございません。令和3年度については全国町村会において別な保険を検討しており、その保険に加入することになる予定です。続いて下段、3款1項1目社会福祉総務費18節負担金補助及び交付金、障がい者支援施設すずらん大規模改修事業補助金4490万9千円の増額です。これは、障がい者支援施設すずらんは築35年以上が経過しており、屋根やボイラー配管の劣化等、建物の老朽化が著しく改修工事が急務でありましたが、この度、国の補助が採択されたことに伴い国・道の補助金を差し引いた4490万9千円を補助するものです。財源につきましては地方債で過疎債を予定しています。続いて18ページ上段3款2項1目児童福祉総務費、合計で690万円の増額ですが、これは新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組として、国の施策として子育て世代への臨時特別給付事業を実施することになったことから必要な予算を補正するものです。3節職員手当18万円については事務を進めるための職員の時間外勤務手当18万円を追加するものです。8節旅費4千円は説明会等の旅費4千円を計上するものです。10節需用費26万6千円については、この事業を進めるうえで周知用チラシや事務に必要な消耗品費26万6千円を増額するものです。11節役務費10万円については、これは給付金振込手数料等として10万円を増額するものです。12節委託料55万円については、臨時特別給付金システム改修委託料として今回の制度実施に伴うシステム改修のための費用として55万円の追加するものです。18節負担金補助及び交付金580万円については子育て世帯への臨時特別給付金として1児童につき1万円の給付となっており、対象児童580名となっていることから580万円を追加するものです。財源につきましては、

全額、国からの補助金を充当しています。下段4款1項4目環境衛生費12節委託料、廃棄物資源活用事業計画書作成業務委託料400万円の減額です。18節負担金補助及び交付金583万6千円の増額で、内訳としては平取町外2町衛生施設組合負担金221万9千円の増額と合併浄化槽設置費助成金361万7千円の増額となっています。12節の委託料と18節の平取町外2町衛生施設組合負担金については、当初予定をしていた廃棄物資源活用事業について事業実施主体は平取町で申請予定をしていましたが、事業内容から、平取町外2町衛生施設組合が実施主体として補助申請することになったことから、計画書作成業務委託料400万円を減額し、総事業費のうち補助残については平取町が負担するため平取町外2町衛生施設組合への特別負担金221万9千円を増額するものです。合併浄化槽設置費助成金361万7千円の増額につきましては希望の取りまとめをした結果、整備予定基数8基に対し15基分の申し込みがあり、そのうち平成30年度に発生した胆振東部地震による浄化槽交換が含まれていること、また汲み取り便槽から浄化槽への改修の申し込みが半数を占める事から、町内の公共用水域の水質汚濁防止と衛生的な生活環境の推進を図るため不足額について予算を補正するものです。財源内訳としては、国・道についてはバイオマス活用事業交付金を200万円減額し、浄化槽関係の循環型社会形成推進交付金を107万8千円増額し、差し引き92万2千円の減額、地方債は廃棄物資源活用事業計画書作成業務委託料に当初予算で充当していたので200万円減額、その他財源は浄化槽設置事業に当初予算からふるさと応援基金を充当していたことから250万円を充当し、一般財源は前年度繰越金を充当するものです。続きまして19ページをお開きください。9款4項2目公民館費10節需用費60万円修繕料60万円の増額です。これは2台所有している町有バスのうち、平成13年に購入した車両について、バス底部の腐食が著しく修理が必要となったことから予算を補正し実施するものです。歳出は以上です。次に歳入につきましてご説明しますので、14ページをお開きください。上段、15款2項2目民生費国庫補助金2節児童福祉費補助金690万円の追加です。内訳としては、子育て世代への臨時特別給付金事務費補助金110万円と給付事業費補助金580万円です。これについては、歳出の18ページ上段で説明した通り、臨時特別給付金事務に必要な経費の10/10が国庫補助金として交付されるものです。続いて下段、15款2項3目衛生費国庫補助金衛生費国庫補助金92万2千円の減額。内訳はバイオマス活用推進事業交付金200万円の減額と循環型社会形成推進交付金が107万8千円の増額です。これは歳出の18ページ下段で説明したとおり、廃棄物資源活用事業については実施主体が平取町外2町衛生施設組合になったことにより200万円減額、循環型社会形成推進交付金は合併浄化槽の実施基数が増加したことによる107万8千円の増となっています。次に15ページをお開きください。19款1項3目平取町ふるさと応援基金繰入金平取町ふるさと応援基金繰入金250万円については、歳出の18ページ下段で説明しましたが浄化槽設置整備

事業に充当するものです。下段、20款1項1目繰越金繰越金286万7千円、前年度繰越金286万7千円については特定財源を充当した残について前年度繰越金を充当するものです。16ページ上段をご覧ください。22款1項2項民生債民生債4490万円、障がい者支援施設すずらん大規模改修事業として4490万円を見込み過疎債を充当するものです。下段、22款1項3目衛生債1節保健衛生債200万円の減額で、廃棄物資源活用事業について平取町外2町衛生組合で実施することによる減額です。歳入歳出事項別明細書につきましては以上です。次に12ページ「第2表地方債補正」をご覧ください。第2表「地方債補正」は、起債の目的、補正前の限度額と補正後の限度額、起債の方法、利率、償還の方法をそれぞれ明示したものとなっています。先程、歳出で説明したとおり本補正予算における起債の目的は、一つ目は「廃棄物資源活用事業」で限度額200万円をすべて減額することとし、二つ目は「障がい者支援施設すずらん大規模改修事業」で限度額を4490万円に定めようとするもので限度額総額を8億9920万円とするものです。次に20ページをお開きください。「地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書」については、前前年度の平成30年度末現在高、前年度の元年度末の現在高見込額、並びに当該年度・令和2年度末の現在高見込みにつきましてはそれぞれ記載のとおりです。以上、議案第3号「令和2年度平取町一般会計補正予算（第4号）」についてご説明申し上げましたので、ご審議の程よろしく願いいたします。

議長

説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はございませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。従って日程第18、議案第3号令和2年度平取町一般会計補正予算第4号は、原案のとおり可決しました。

日程第19、報告第12号放棄した債権の報告についてを議題とします。内容について説明を求めます。税務課長。

税務課長

報告第12号放棄した債権についてご報告いたします。議案書166ページをご覧ください。平取町債権管理条例第14条第1項の規定に基づき、町の債権を放棄しましたので同条第2項の規定により議会に報告をするものであります。放棄債権についてご説明しますので、別紙の債権放棄調書167ページをご覧ください。放棄する債権の一つ目は社会福祉資金貸付金元金収入でございます。債務者Aの1名、2件の債権で債権額が7万円です。債権管理条例第1

4条第1項第5号を該当し、徴収停止の要件で放棄いたしました。次に雑排水施設使用料でございます。債務者A B Cの3名、12件の債権で債権額の合計が5万6300円です。債務者Aの4件とBの7件が同条例第14条第1項第5号の要件を該当し徴収停止の要件で、債務者Cは時効期間の経過により今後の徴収が見込めないと判断し放棄いたします。次に住宅改良資金貸付金元利収入でございます。債務者Dの1名、1件の債権で債権額が36万6204円です。同条例第14条第1項第4号に該当し、担保物件にかかる任意競売による売却の全額を債務の弁済に充てた後の残債務について債権を放棄するものです。次に、町営住宅使用料でございます。債務者A B Eの3名16件の債権で、債権額が146万4830円です。債務者Aの3件、債務者Bの11件の理由は雑排水施設使用料で説明させていただいた理由となり、債務者Eの2件は同条例第14条第1項第2号に該当し、自己破産をしたことにより放棄いたします。次に専用詮使用料でございます。債務者A B Cの3名12件の債権で、債権額の合計が28万7620円です。債務者Aの4件、債務者Bの7件、債務者Cの理由も雑排水施設使用料で説明させていただいた理由となります。債権放棄額の総額は5名の債務者で債権43件、債権額合計224万4954円となります。以上で平取町債権管理条例に基づく放棄した債権についてのご報告とさせていただきます。

議長

説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。以上で日程第19、報告第12号放棄した債権の報告についてを終了いたします。本臨時会に付されました事件の審議状況を報告いたします。議案3件で原案可決3件。報告12件で、報告1件と承認11件となっております。以上で全日程を終了しましたので、令和2年第3回平取町議会臨時会を閉会いたします。ご苦労様でした。

(閉 会 午前11時13分)